

証券コード 4222
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号
児玉化学工業株式会社
取締役社長 齋 木 均

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

近時、政府による緊急事態宣言など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛が強く要請されるに至りました。この事態を受け慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で例年の会場より変更して開催させていただくことといたしました。

なお、このたびの付議議案には、所定の定足数を要する特別議案決議がございます。当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参照いただきまして、2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議案の賛否にかかわらず、議決権を有効に行使いただいた株主の皆様
2020年8月中旬を目処にQUOカードを、お贈りさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田1-7-5
TKPガーデンシティプレミアム 2階
3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第93期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更①の件
- 第2号議案 定款の一部変更②の件
- 第3号議案 第三者割当による募集株式
(普通株式及びA種優先株式)の発行の件
- 第4号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件
- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
- 第7号議案 監査等委員1名選任の件

- ~~~~~
- (お願い) ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kodama-chemical.co.jp/>)に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいませよう願いたします。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
 - ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の説明は簡略化させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ◎招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次の事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kodama-chemical.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kodama-chemical.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会の議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の「株主総会参考書類」の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、同封の記載面保護シールを貼付のうえ、行使期限までに到着するようご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

◆ 行使期限： 2020年6月25日（木） 午後5時45分まで

インターネットにより議決権を行使いただく場合

1 議決権行使サイトへのアクセス

インターネットによる議決権行使は、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

2 議案に対する賛否のご入力

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信くださいますよう、お願い申し上げます。

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンと携帯電話機で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

◆ 行使期限： 2020年6月25日（木） 午後5時45分まで

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）



0120 - 173 - 027

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済を概観しますと、エスカレートし続けた米中貿易戦争、英国のEU離脱問題、中東情勢の緊張、止まらない北朝鮮の核ミサイル開発、貿易衝突にまで至った日韓対立、それに加えて年度末の新型コロナウイルス災禍の発生等、多くの不透明性が世界を覆った1年であり、良好な雇用環境や好調な企業収益に支えられた米国経済は堅調でありましたが、それ以外の地域とりわけ中国・欧州の経済は低迷を続けました。

一方、日本経済は、総じて緩やかな回復基調で推移しましたが、その実態は製造業等の輸出の大幅な減少を、サービス産業等の内需が下支えしたに過ぎず、また上期は消費税増税の駆け込み需要もあり比較的堅調でしたが、消費税増税後の下期は、その仮需の反動もあり製造業を中心に不振で推移しました。

このような環境の下、当社は2019年度を初年度とする3年間の再建中期計画を新たに作成し、事業構造改革に着手いたしました。

その内容は以下の通りでありました。

- ① 事業ポートフォリオ改革
- ② 自動車部品事業での生産安定化および販売拡大
- ③ 聖域なきコスト削減と経営・組織力強化
- ④ 財務体質の健全化
- ⑤ 海外事業環境変化への対応

まず、海外事業においては、タイ、ベトナムの事業は、概ね当初の想定通りに推移しましたが、米中貿易戦争の影響を受けた中国経済の不振により中国事業は販売低迷が続いたため、従来からの長期不採算状況も勘案し、2020年1月には、取締役会において、現地子会社の全株式の売却を決断しており、同売却は2020年4月26日付で完了しております。

また、国内事業においては、事業構造改革の各施策を矢継ぎ早に実行した結果、その成果が第2四半期以降の数字に表れ始め、改革に勢いが出てきました。年末に消費税増税の仮需の反動と思われる販売低迷が一部には見られましたが、予定していた改革施策を実行しその効果を確認できたことから、昨年度までの低迷から大幅に改善いたしました。今後も引き続き収益体質の強化に努めてまいります。

一方で、財務体質の健全化については、前会計年度までの赤字による資本の毀損、三菱ケミカルホールディングスの連結決算の対象となる関連会社から外れたことによる原材料メーカーや大手販売先からの与信力の低下、今後の新製品、新技術の開発のための新たな資金の調達不安や人材不足等の問題を解決すべく、新たなスポンサー探索に着手し、2020年3月6日、当社の主力事業と関係の深い自動車業界への豊富な投資実績を有するエンデバー・ユナイテッド株式会社（以下「EU社」といいます。）が組成したファンドであるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）との間で、第三者割当方式により、普通株式（払込金額10億円）及びA種優先株式（払込金額20億円）を発行すること、割当予定先によるスポンサー支援の提供等を内容とするスポンサー契約を締結いたしました。

並行して、当社は、近年の事業環境の悪化を踏まえ、スポンサーからの出資による信用背景の補完、国内外での新たな受注機会の創出や効率化投資等への資金・技術面等の支援に加え、金融支援を併せた抜本的な再建が緊急に求められると判断し、2020年1月8日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（いわゆる事業再生ADR手続）についての正式な申請を行い、当該申請は同日受理されました。当社は、当該事業再生ADR手続において、対象債権者（取引先金融機関）による金融支援等を内容とした事業再生計画（詳細については後記「(4) 対処すべき課題」をご参照ください。）を策定し、2020年4月14日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、全ての対象債権者からの同意のもと、事業再生計画及び事業再生ADR手続は成立に至っております。

今後は、事業再生計画、対象債権者による金融支援および割当予定先からの出資受け入れを通じた資本増強策を確実に実施し、より収益力を上げていくと同時に、経営基盤を安定化させてまいります。

その結果、当連結会計年度の売上高は178億67百万円（前連結会計年度比5.0%減）と減収となり、営業利益は1億83百万円（前連結会計年度は営業損失3億52百万円）、経常損失は14百万円（前連結会計年度は経常損失5億52百万円）、税金等調整前当期純損失は3億71百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失6億4百万円）親会社株主に帰属する当期純損失は4億71百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失6億94百万円）となりました。

事業種別セグメントの売上状況は次のとおりであります。

(自動車部品事業)

当事業の国内自動車部門におきましては、中東向け乗用車、トラック部品及び三次元加飾工法、外装塗装品は堅調に推移したものの、全体的に生産台数が減少したため売上高は減少いたしました。

海外自動車部門におきましては、タイの自動車生産が期末に向けて減少し現地子会社であるECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.の売上高は国内同様、減少いたしました。

この結果、当事業の売上高は106億69百万円となり、前連結会計年度比9億85百万円減少しました。

(住宅設備・冷機部品事業)

当事業の国内住宅設備部門におきましては、消費増税前の駆け込み需要の増加がありましたが不採算分野の整理や原価改善を行った結果、売上は微減となりましたが、利益は大幅に増加いたしました。

しかしながら、海外冷機部品部門におきましては、タイ子会社であるTHAI KODAMA CO.,LTD.、ベトナム子会社であるTHAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.は、冷機市場の輸出不振や現地の構造変化等により、また、中国子会社である無錫普拉那塑膠有限公司では、米中貿易摩擦悪化に起因する需要の低迷により、其々苦戦を強いられ、売上高は大きく減少いたしました。

この結果、当事業の売上高は63億20百万円となり、前連結会計年度比1億1百万円減少いたしました。

(エンターテイメント&物流資材事業)

当事業におきましては、映像用ソフトパッケージ及びゲームソフトケースは、新作ソフトがヒットし、いずれも売上高が増加致しました。

この結果、当事業の売上高は8億77百万円となり、前連結会計年度比1億55百万円増加いたしました。

事業セグメント別売上

	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
自動車部品事業	百万円 11,655	% 62.0	百万円 10,669	% 59.7	百万円 △985	% △8.5
住宅設備・ 冷機部品事業	6,421	34.2	6,320	35.4	△101	△1.6
エンターテイ メント & 物流資材事業	722	3.8	877	4.9	155	21.5
合計	18,799	100.0	17,867	100.0	△931	△5.0

なお、期末配当につきましては、利益剰余金の現況を鑑み、見送らせていただきたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は6億86百万円であります。その主なものは、当社埼玉工場における倉庫と生産設備であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルスによる新型肺炎は、2020年に入ると世界各地に広がり、各国はウィルスの封じ込め策に留まらず、これによる経済の落込みを回避するための政策の検討、発動を迫られるに至っています。日本においても、4月7日に政府による緊急事態宣言が発出され経済・社会に多大な影響が出てきております。

このような中で、当社は足下の販売状況に合わせた生産体制の再構築、コストダウンの施策の前倒し、政府による補助金の活用等で急場をしのぎ、事業再生計画の各施策を速やかに確実に実施してまいります。

なお、事業再生計画の概要は以下の通りです。

① 事業再構築のための施策

EU社による技術指導・自動車業界ネットワーク、管理ノウハウを得ながら、事業基盤の強化を進めてまいります。

- (ア) 技術面を含めた、EU社が持つ自動車事業に対する造詣とネットワークを活用した売上拡大・収益性の維持・改善
- (イ) 住宅設備・冷機部品事業での収益の着実な確保
- (ウ) 採算管理及び経営管理の高度化による更なる業績改善
- (エ) EU社および当社の経営資源を活用した事業基盤の強化
- (オ) 出資受け入れによる信用補完
- (カ) 自助努力による収益改善施策

② 金融支援

対象金融機関が当社に対して有する貸付債権のうち総額約23億円に相当する債権を割当予定先に総額1億円で譲渡するものであります。

なお、割当予定先は取得する当社に対する貸付金債権のうち額面20億円相当の債権を当社に現物出資（デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化））することによりA種優先株式の交付を受け、残る3億円相当の債権については債権放棄を行いますので、当社は特別利益を計上いたします。

③ 資本増強策

当社は、割当予定先とのスポンサー契約に基づき、以下の第三者割当増資の実施を予定しております。

割当予定先：エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合

発行新株式数：普通株式 3,906,250株

A種優先株式 7,812,500株

払込価額：普通株式1株につき 256円

A種優先株式1株につき 256円

調達資金の額：普通株式 10億円

A種優先株式 金銭以外の現物出資によるデット・エクイティ・スワップに伴い発行されるものであり、金銭の払込みは行われません。

当社グループはこの事業再生計画を確実に実施することにより、収益力を上げ、財務内容を健全化させ経営基盤を安定化させると同時に、安全安定操業の確保、コンプライアンスの遵守およびリスク管理の強化などに継続的に取り組むことにより、「自動車事業100年に一度の変化」に対応し生き残るだけでなく、今後は、より収益性の高い企業グループに生まれ変わることを目指して突き進んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第90期 2017年3月期	第91期 2018年3月期	第92期 2019年3月期	第93期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高(百万円)	21,331	19,966	18,799	17,867
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△315	△276	△552	△14
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△)(百万円)	349	△213	△694	△471
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	11.79	△60.12	△185.49	△121.87
総資産(百万円)	16,309	16,531	14,643	12,829
純資産(百万円)	1,273	1,555	1,074	558
1株当たり純資産(円)	19.52	24.30	86.60	△53.83

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

第91期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
無錫普拉那塑膠有限公司	千元 97,582	100.00%	プラスチック成形品の製造販売
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	千パーツ 240,000	99.00% (51.00)%	自動車用プラスチック部品の製造販売
THAI KODAMA CO.,LTD.	千パーツ 150,000	48.67%	プラスチック成形品の製造販売
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	千ドン 33,324,800	100.00% (100.00)%	プラスチック成形品の製造販売

(注1) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。

(注2) 当社は2020年4月26日付で、当社が保有する無錫普拉那塑膠有限公司の株式のすべてを蘇州明強塑料有限公司に売却しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
自動車部品事業	自動車部品（インストールメントパネル、フロントグリル、シート部品、ドアトリム、ラゲージトリム、ピラーガーニッシュ、サイドマッドガード、コンソール、オイルリザーバタンク等内外装部品各種）
住宅設備・冷機部品事業	住宅関連製品（洗面ミラーキャビネット、浴室天井・カウンター、浴槽エプロン、洗濯機パン、排水トラップ、サニタリー部品、厨房部品等） 家電部品（冷蔵庫内装部品、OA機器部品等） 食品包装材関連製品 プラスチックシート製品（単層、多層、コーティング）その他
エンターテイメント & 物流資材事業	エンターテイメント関連製品（ゲーム用パッケージ等） 物流資材関連製品（自動車部品用トレー、電気機器部品用トレー等）

(8) 主要な営業所および工場

①当社（国内）

名称	所在地
本社	東京都中央区
埼玉工場	埼玉県本庄市
西湘工場	神奈川県小田原市
袋井工場	静岡県袋井市

②子会社（海外）

名称	所在地
無錫普拉那塑膠有限公司	中国 江蘇省
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ チャチェンサオ
THAI KODAMA CO.,LTD.	タイ バンコクおよびチャチェンサオ
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	ベトナム ドンナイ

(9) 使用人の状況

①グループ全体

前連結会計年度使用人数	当連結会計年度使用人数	増 減
891名	842名	49名減

②当社

前事業年度使用人数	当事業年度使用人数	増 減	平均年齢	平均勤続年数
216名	208名	8名減	41.64歳	16.63年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,096 百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	900
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	837

(11) その他企業の現況に関する重要な事項

当社が2020年1月8日付けで申請を行った事業再生ADR手続において策定した事業再生計画は、2020年4月14日開催の第3回債権者会議において、成立に至っております。詳細については、前記「(1)事業の経過及びその成果」及び「(4) 対処すべき課題」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,948,902株 (自己株式4,039株を除く)
- (3) 株主数 4,394名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 林 崇 将	4,809 ^{百株}	12.17 [%]
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,467	3.71
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	922	2.33
三 菱 ケ ミ カ ル 株 式 会 社	861	2.18
大 山 一 男	830	2.10
HAITONG INT SEC-CL AC-15.315 (PERCENTAGE)	800	2.02
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (役 員 報 酬 B I P 信 託 口 ・ 7 5 8 2 3 口)	752	1.90
吉 川 慎 太 郎	678	1.71
西 美 恵 子	640	1.62
林 成 昭	538	1.36

(注) 持株比率は、自己株式 (4,039株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	斎 木 均	管理本部長 無錫普拉那塑膠有限公司董事長 ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.取締役
代表取締役 常務執行役員	坪 田 順 一	営業統括 THAI KODAMA CO.,LTD.取締役 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事
取締役執行役員	齋 藤 義 一	生産本部長 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事
取締役執行役員	黒 沢 清 和	第2事業部長 技術開発本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	遠 藤 健 二	遠藤公認会計士事務所 所長 富士古河E&C株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	横 路 明 夫	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	森 本 雄 二	税理士森本雄二事務所 所長 株式会社サーフテック 社外監査役 株式会社インターフェイス 社外監査役 日東化工株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち遠藤健二、横路明夫および森本雄二の各氏は社外取締役であります。また各氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）遠藤健二氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）森本雄二氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査担当部署を有しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。
5. 2020年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	中 村 幸 夫	品質保証本部長
執 行 役 員	根 岸 正	第1事業部長

(2) 当事業年度中の取締役の異動

- ①取締役の坪田順一および黒沢清和の両氏は2019年6月26日開催の第92回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- ②当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任年月日
代表取締役社長	豊島哲郎	無錫普拉那塑膠有限公司董事長 ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.取締役 THAI KODAMA CO.,LTD.取締役	2019年6月26日
取締役執行役員	江頭明彦	品質保証本部長	2019年6月26日
取締役執行役員	磯野行宏	技術開発本部長	2019年6月26日

- ③当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	担当及び重要な兼職の状況		異動年月日
	異動前	異動後	
斎木均	管理本部長 無錫普拉那塑膠有限公司董事 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役	管理本部長 無錫普拉那塑膠有限公司董事長 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役	2019年7月16日
坪田順一	顧問	営業統括	2019年6月26日
	営業統括	営業統括 THAI KODAMA CO.,LTD.取締役 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役	2019年7月3日
	営業統括 THAI KODAMA CO.,LTD.取締役 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役	営業統括 THAI KODAMA CO.,LTD.取締役 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事	2019年7月16日
齋藤義一	生産本部長 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役 THAI KODAMA CO.,LTD.取締役	生産本部長 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役	2019年7月3日
	生産本部長 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役	生産本部長 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役 無錫普拉那塑膠有限公司董事	2019年12月1日
黒沢清和	執行役員 第2事業部長	第2事業部長 技術開発本部長	2019年6月26日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（監査等委員）遠藤健二氏、横路明夫氏および森本雄二氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

(4) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	7名	38,801千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	9,060千円 (9,060千円)
合 計	10名	47,861千円

- (注) 1. 当事業年度末日現在の人員は、取締役4名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）であります。上記の人員と相違しているのは、2019年6月26日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した3名を含んでいるためです。
2. 上記報酬等の額には、株式給付引当金の繰入額（取締役4名4,737千円）が含まれております。

(5) 取締役および監査等委員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は取締役および監査等委員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、取締役については、取締役の報酬・賞与に関する規定（内規）に、監査等委員については、監査等委員の報酬・賞与に関する規定（内規）にそれぞれ定めております。

また、その決定方針は、株主総会の決議により取締役および監査等委員それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況		兼職先と当社との関係
		兼職先の名称	兼職の内容	
取 締 役 (監査等委員)	遠 藤 健 二	遠藤公認会計士事務所	所 長	重要な取引等の関係はありません。
		富士古河E&C株式会社	社 外 監 査 役	
取 締 役 (監査等委員)	森 本 雄 二	税理士森本雄二事務所	所 長	重要な取引等の関係はありません。
		株式会社サーフテック	社 外 監 査 役	
		株式会社インターフェイス	社 外 監 査 役	
		日東化工株式会社	社 外 監 査 役	

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況	発言状況
遠 藤 健 二	取締役会 16/16 回 (100%) 監査等委員会 13/13 回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会16回中16回に出席し、また、当事業年度中に開催された監査等委員会13回中13回に出席し、監査等委員の立場で適宜有益な意見を述べております。
横 路 明 夫	取締役会 16/16 回 (100%) 監査等委員会 13/13 回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会16回中16回に出席し、また、当事業年度中に開催された監査等委員会13回中13回に出席し、監査等委員の立場で適宜有益な意見を述べております。
森 本 雄 二	取締役会 16/16 回 (100%) 監査等委員会 13/13 回 (100%)	当事業年度に開催された取締役会16回中16回に出席し、また、当事業年度中に開催された監査等委員会13回中13回に出席し、監査等委員の立場で適宜有益な意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	23,000千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 子会社の監査の状況

子会社社名	会計監査人の名称
無錫普拉那塑膠有限公司	江蘇公勤会計士事務所有限公司
ECHO AUTOPARTS (THAILAND) CO.,LTD.	KPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.
THAI KODAMA CO.,LTD.	ERNST & YOUNG OFFICE LIMITED
THAI KODAMA (VIETNAM) CO.,LTD.	Grant Thornton (Vietnam) Limited

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法・公認会計士法の法令に違反・抵触した場合および当社の具体的な状況性に応じた視点から監査能力・適格性が不適格と判断した場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任し、株主総会にて報告いたします。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社グループの役員が法令・定款および当社グループの経営理念を尊重することが企業経営の前提であることを周知徹底し、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、取締役会規則、児玉化学グループ企業倫理憲章等を定める。
 - ②その経営の徹底を図るため、当社のコンプライアンス担当取締役を任命し、児玉化学グループ企業倫理憲章等の周知徹底を行う。
 - ③当社の取締役は、取締役会規則その他の関連規則に基づき、当社グループの重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
 - ④当社の監査等委員会は、監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、当社グループの業務執行者に対して職務執行に関する事項の報告を求め、当社グループの業務および財産の状況の調査を行い、内部監査部門とも緊密に連携すること等により、業務執行者の職務執行について監査・監督を行う。
 - ⑤当社のコンプライアンス担当取締役は、業務執行部門の責任者、監査室および監査等委員会との連携により所管の当社グループ各社を含め、内部統制の実効性の確保に努める。
- (注) 当社グループでは、上記(1)、①に基づき、児玉化学グループ企業倫理憲章および児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範を定めており、この児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範第2章第6項において、「反社会的勢力との関係断絶」を掲げており、反社会的勢力による不当な要求に備え、対応統括部署である総務部門を中心として、関係行政機関等との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図るとともに必要な対応を行っております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①文書管理規定その他の関連規定に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。
 - イ. 株主総会議事録
 - ロ. 取締役会議事録
 - ハ. その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- ②前号の他、会社業務に関する文書の保存および管理については文書管理規定に基づき適正に保存、管理する。
- ③当社の取締役は、各業務執行部門が保存および管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理統括責任者を当社の社長とし、リスクマネジメントとコンプライアンスに関する児玉化学内部統制スタンダードおよびその他の関連規則に基づき、当社グループの事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるための当社グループのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。
- ② 当社の監査室は子会社を含む各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長および監査等委員会に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
- ③ 当社グループの取締役は当社グループの重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに当社の取締役会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画に沿って、事業セグメント毎に策定した事業戦略に基づき事業を推進するものとし、年度予算等の具体的な経営目標は、当社の取締役会においてこれを定め、その達成を図る。
- ② 当社および当社子会社の取締役会をはじめとする各審議決定機関および各職位の権限ならびに各部門の所管事項を当社グループの社内規則に定め、当社グループの経営に関する意思決定および執行を効率的かつ適正に行う。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、コンプライアンス・ホットライン運用規則等を定める。
- ② 当社グループの使用人は児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会に報告するものとする。また、当社グループの使用人は、監査等委員会に対して直接報告することもできる。
- ③ 法令遵守上疑義のある行為について、直接通報がされた場合、通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社の取締役は、各業務執行部門を指揮し、当社およびグループ各社においてコンプライアンス体制をはじめ内部統制が有効に機能するための方策を確保する。

- ②当社の監査室は当社およびグループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長および各業務執行部門の責任者ならびに監査等委員会に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。
- ③当社の子会社の社長は、業務の適正を確保するため、当社の子会社の内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社の監査等委員会、取締役会および業務執行部門に対して定期的に報告を行う。
- ④当社の監査等委員会は、当社及び当社の子会社の社長または使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、当社および当社の子会社の業務および財産の状況の調査を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ①当社の監査等委員会の職務を補助する組織を監査室とする。
- ②当社の監査等委員会は、監査室等に対し、内部監査結果の報告または特定事項の調査を求めることができ、必要に応じ、改善策の策定を指示または勧告することができる。

(8) 前項の取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役は除く）からの独立性に関する事項および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動等については、監査等委員会の同意を得て行う。

(9) 当社の取締役（監査等委員は除く）および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および当社の子会社の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ①次に掲げる資料は重要経営情報として当社の監査等委員会に提出、報告する。
経営会議資料、予算資料、月次・四半期決算資料、内部情報開示資料、監査室の業務監査報告書
- ②当社グループの取締役は前項のほか次に定める事項を当社の監査等委員会に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款違反
 - ハ. コンプライアンス上の重要な事項
- ③当社グループの使用人は内部統制上の重大な問題事項を発見した場合は、当社の監査等委員会に直接報告できる。
- ④当社グループの取締役および使用人は、当社の監査等委員会が当社事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、児玉化学グループ・コンプライアンス行動規範、コンプライアンス・ホットライン運用規則等を定め、法令遵守上疑義のある行為について、直接通報がされた場合、通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

(11) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会は必要に応じ会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①社外取締役の独立性要件を確保し、対外透明性を高める。
- ②当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、監査等委員と内部監査部門との間の連携、情報交換等を行う。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備し運用する。
- ②財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを適切に評価し対応する。
- ③財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備し運用する。
- ④真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し運用する。
- ⑤財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- ⑥財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切に対応する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

企業倫理に関する方針・行動基準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力と断固として闘うことを方針・行動基準の一つとして掲げている。また、対応統括部署である人事総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

内部統制システムの運用状況の概要

- ①当社の内部統制システムは内部統制基本方針に従い、適切に運用されています。
- ②社長を統括責任者とするリスク管理・コンプライアンス委員会により様々なリスクの集約・評価が実施されており、コンプライアンス上の問題は発生していません。
- ③財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
- ④投資を含めた当社グループの重要事項については、経営執行会議および取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ⑤執行役員制度による経営の監督機能と業務執行機能の役割分担、年間実行計画に基づく明確な事業方針のもと、広範な業務が適正かつ効率的に遂行され、業績管理は適切に行われています。
- ⑥内部統制基本方針に基づき、当社監査等委員会および内部監査部門により監査や診断等が実施され、また当社および子会社からなる企業集団の営業成績、財務状況その他の重要な情報は適切に報告されており、業務の適正性は確保されています。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。
- ⑧取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明ならびにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査等委員会が必要とする情報は提供されており、監査等委員会への報告は適切に行われています。
- ⑨最高リスク管理責任者は、監査等委員会と監査上の重要課題等について意見交換を実施しています。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科 目               | 金 額                | 科 目              | 金 額               |
|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>     | 千円                 | <b>(負債の部)</b>    | 千円                |
| <b>流動資産</b>       | <b>4,889,209</b>   | <b>流動負債</b>      | <b>9,898,427</b>  |
| 現金及び預金            | 837,919            | 支払手形及び買掛金        | 1,992,772         |
| 受取手形及び売掛金         | 2,714,331          | 電子記録債務           | 757,109           |
| 商品及び製品            | 337,459            | 短期借入金            | 6,157,074         |
| 仕掛品               | 241,465            | リース債務            | 117,832           |
| 原材料及び貯蔵品          | 611,427            | 未払金              | 322,394           |
| その他               | 157,561            | 未払法人税等           | 53,533            |
| 貸倒引当金             | △10,955            | 賞与引当金            | 71,742            |
| <b>固定資産</b>       | <b>7,940,749</b>   | 関係会社整理損失引当金      | 76,677            |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(7,585,214)</b> | 環境対策引当金          | 8,280             |
| 建物及び構築物           | 2,414,543          | その他              | 341,011           |
| 機械装置及び運搬具         | 1,334,928          | <b>固定負債</b>      | <b>2,373,208</b>  |
| 土地                | 2,986,308          | 長期借入金            | 1,560,667         |
| リース資産             | 394,884            | リース債務            | 124,966           |
| 建設仮勘定             | 156,689            | 繰延税金負債           | 61,267            |
| その他               | 297,860            | 株式給付引当金          | 10,363            |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(57,957)</b>    | 退職給付に係る負債        | 615,944           |
| その他               | 57,957             | <b>負債合計</b>      | <b>12,271,636</b> |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(297,576)</b>   | <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| 投資有価証券            | 179,699            | <b>株主資本</b>      | <b>△185,008</b>   |
| 長期貸付金             | 113,650            | 資本金              | 3,343,856         |
| 繰延税金資産            | 72,974             | 資本剰余金            | 272,256           |
| その他               | 125,048            | 利益剰余金            | △3,734,561        |
| 貸倒引当金             | △193,795           | 自己株式             | △66,560           |
| <b>資産合計</b>       | <b>12,829,958</b>  | その他の包括利益累計額      | △23,526           |
|                   |                    | その他有価証券評価差額金     | △53,816           |
|                   |                    | 為替換算調整勘定         | 62,786            |
|                   |                    | 退職給付に係る調整累計額     | △32,495           |
|                   |                    | <b>非支配株主持分</b>   | <b>766,856</b>    |
|                   |                    | <b>純資産合計</b>     | <b>558,322</b>    |
|                   |                    | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>12,829,958</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
|                 | 千円         |
| 売上高             | 17,867,389 |
| 売上原価            | 15,677,724 |
| 売上総利益           | 2,189,664  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,005,989  |
| 営業利益            | 183,675    |
| 受取利息            | 16,165     |
| 受取配当金           | 8,998      |
| その他             | 26,327     |
| (営業外収益合計)       | (51,491)   |
| 営業費用            | 158,815    |
| 支払利息            | 20,905     |
| 支払手数料           | 24,015     |
| その他             | 46,128     |
| (営業外費用合計)       | (249,864)  |
| 経常利益            | 14,697     |
| 固定資産売却益         | 9,878      |
| (特別利益合計)        | (9,878)    |
| 特別損失            | -          |
| 事業構造改善費用        | 283,495    |
| 関係会社整理損失引当金繰入額  | 76,677     |
| その他特別損失         | 6,201      |
| (特別損失合計)        | (366,374)  |
| 税金等調整前当期純損失     | 371,194    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 75,639     |
| 法人税等調整額         | △34,364    |
| 当期純損失           | 412,469    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 59,184     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 471,653    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

|                           | 株 主 資 本   |         |            |          |          |
|---------------------------|-----------|---------|------------|----------|----------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計   |
|                           | 千円        | 千円      | 千円         | 千円       | 千円       |
| 2019年4月1日残高               | 3,343,856 | 285,167 | △3,262,907 | △ 79,245 | 286,871  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |         |            |          |          |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |           |         | △471,653   |          | △471,653 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |           | △12,911 |            |          | △12,911  |
| 自己株式の取得                   |           |         |            | △343     | △343     |
| 自己株式の処分                   |           |         |            | 13,028   | 13,028   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |         |            |          |          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -         | △12,911 | △471,653   | 12,685   | △471,879 |
| 2020年3月31日残高              | 3,343,856 | 272,256 | △3,734,561 | △66,560  | △185,008 |

|                           | その他の包括利益累計額             |               |                 |                         |                       | 新 予 約 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合 |
|---------------------------|-------------------------|---------------|-----------------|-------------------------|-----------------------|---------|---------------|-----------|
|                           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |               |           |
|                           | 千円                      | 千円            | 千円              | 千円                      | 千円                    | 千円      | 千円            | 千円        |
| 2019年4月1日残高               | 3,551                   | △0            | 12,156          | 31,734                  | 47,442                | 5,666   | 734,720       | 1,074,700 |
| 連結会計年度中の変動額               |                         |               |                 |                         |                       |         |               |           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           |                         |               |                 |                         |                       |         |               | △471,653  |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動      |                         |               |                 |                         |                       |         |               | △12,911   |
| 自己株式の取得                   |                         |               |                 |                         |                       |         |               | △343      |
| 自己株式の処分                   |                         |               |                 |                         |                       |         |               | 13,028    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △57,368                 | 0             | 50,629          | △64,229                 | △70,968               | △5,666  | 32,136        | △44,498   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △57,368                 | 0             | 50,629          | △64,229                 | △70,968               | △5,666  | 32,136        | △516,378  |
| 2020年3月31日残高              | △53,816                 | -             | 62,786          | △32,495                 | △23,526               | -       | 766,856       | 558,322   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

児玉化学工業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所

東京都文京区

指定社員 公認会計士 河合 洋 明 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田所 貴 広 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、児玉化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、児玉化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失352百万円、経常損失552百万円、親会社株主に帰属する当期純損失694百万円となり、当連結会計年度においても経常損失14百万円、親会社株主に帰属する当期純損失471百万円を計上し、連結貸借対照表における株主資本は△185百万円となっている。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

児玉化学工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 遠藤 健 二 ㊞

監査等委員 横路 明夫 ㊞

監査等委員 森本 雄二 ㊞

(注) 監査等委員 遠藤健二氏、横路明夫氏および森本雄二氏は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科 目         | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-------------|------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)      | 千円               | (負債の部)          | 千円                |
| <b>流動資産</b> | <b>2,672,238</b> | <b>流動負債</b>     | <b>8,034,597</b>  |
| 現金及び預金      | 230,790          | 支払手形            | 319,206           |
| 受取手形        | 113,104          | 電子記録債務          | 757,109           |
| 売掛金         | 1,522,959        | 買掛金             | 763,417           |
| 商品及び製品      | 242,725          | 短期借入金           | 3,958,978         |
| 仕掛品         | 210,785          | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,359,696         |
| 原材料及び貯蔵品    | 309,580          | リース債務           | 1,812             |
| 短期貸付金       | 3,789            | 未払金             | 176,487           |
| 前払費用        | 4,799            | 未払費用            | 81,478            |
| 未収入金        | 14,546           | 未払法人税等          | 26,199            |
| その他         | 19,490           | 賞与引当金           | 71,742            |
| 貸倒引当金       | △331             | 関係会社整理損失引当金     | 351,202           |
| <b>固定資産</b> | <b>6,450,079</b> | 環境対策引当金         | 8,280             |
| (有形固定資産)    | (5,133,659)      | 預り金             | 31,066            |
| 建物          | 1,823,717        | 設備関係支払手形        | 115,218           |
| 構築物         | 34,444           | その他の            | 12,702            |
| 機械及び装置      | 667,867          | <b>固定負債</b>     | <b>1,802,376</b>  |
| 車両及び運搬具     | 3,843            | 長期借入金           | 1,560,667         |
| 工具、器具及び備品   | 168,419          | リース債務           | 1,392             |
| 土地          | 2,297,271        | 退職給付引当金         | 229,953           |
| リース資産       | 1,384            | 株式給付引当金         | 10,363            |
| 建設仮勘定       | 136,711          | <b>負債合計</b>     | <b>9,836,973</b>  |
| (無形固定資産)    | (25,912)         | (純資産の部)         |                   |
| ソフトウェア      | 16,925           | 株主資本            | △660,837          |
| リース資産       | 1,819            | 資本金             | 3,343,856         |
| その他         | 7,166            | 資本剰余金           | 323,030           |
| (投資その他の資産)  | (1,290,507)      | 資本準備金           | 322,824           |
| 投資有価証券      | 179,579          | その他資本剰余金        | 206               |
| 関係会社株式      | 1,088,663        | <b>利益剰余金</b>    | <b>△4,261,164</b> |
| 出資金         | 500              | その他利益剰余金        | △4,261,164        |
| 長期貸付金       | 113,650          | 繰越利益剰余金         | △4,261,164        |
| 固定化営業債権     | 18,990           | <b>自己株式</b>     | <b>△66,560</b>    |
| その他         | 82,919           | 評価・換算差額等        | △53,816           |
| 貸倒引当金       | △193,795         | その他有価証券評価差額金    | △53,816           |
| <b>資産合計</b> | <b>9,122,318</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>△714,654</b>   |
|             |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>9,122,318</b>  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

| 科 目            | 金 額        |
|----------------|------------|
|                | 千円         |
| 売上高            | 10,109,383 |
| 売上総利益          | 8,785,434  |
| 販売費及び一般管理費     | 1,323,948  |
| 営業利益           | 1,275,292  |
| 受取利息           | 48,655     |
| 受取配当金          | 10,243     |
| その他            | 28,890     |
| (営業外収益合計)      | 7,635      |
| 営業費用           | (46,768)   |
| 支払利息           | 105,438    |
| 支払手数料          | 20,905     |
| その他            | 21,919     |
| (営業外費用合計)      | 38,317     |
| 経常損失           | (91,156)   |
| 関係会社整理損失引当金繰入額 | 351,202    |
| 事業構造改善費用       | 283,495    |
| その他の特別損失       | 6,201      |
| (特別損失合計)       | (640,899)  |
| 税引前当期純損失       | 732,056    |
| 法人税、住民税及び事業税   | 8,496      |
| 当期純損失          | 740,553    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

|                             | 株 主 資 本         |               |                 |               |                               |                  |               | 株 主 資 本 計 合  |
|-----------------------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-------------------------------|------------------|---------------|--------------|
|                             | 資 本 金           | 資 本 剰 余 金     |                 |               | 利 益 剰 余 金                     |                  | 自 己 株 式       |              |
|                             |                 | 資 本 準 備 金     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計    |               |              |
| 2019年4月1日残高                 | 千円<br>3,343,856 | 千円<br>322,824 | 千円<br>206       | 千円<br>323,030 | 千円<br>△3,520,611              | 千円<br>△3,520,611 | 千円<br>△79,245 | 千円<br>67,030 |
| 事業年度中の変動額                   |                 |               |                 |               |                               |                  |               |              |
| 当期純損失                       |                 |               |                 |               | △740,553                      | △740,553         |               | △740,553     |
| 自己株式の取得                     |                 |               |                 |               |                               |                  | △343          | △343         |
| 自己株式の処分                     |                 |               |                 |               |                               |                  | 13,028        | 13,028       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |                 |               |                 |               |                               |                  |               |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | -               | -             | -               | -             | △740,553                      | △740,553         | 12,685        | △727,868     |
| 2020年3月31日残高                | 3,343,856       | 322,824       | 206             | 323,030       | △4,261,164                    | △4,261,164       | △66,560       | △660,837     |

|                             | 評価・換算差額等                |               |                     | 新株予約権       | 純資産合計        |
|-----------------------------|-------------------------|---------------|---------------------|-------------|--------------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 越 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |             |              |
| 2019年4月1日残高                 | 千円<br>3,551             | 千円<br>△0      | 千円<br>3,551         | 千円<br>5,666 | 千円<br>76,247 |
| 事業年度中の変動額                   |                         |               |                     |             |              |
| 当期純損失                       |                         |               |                     |             | △740,553     |
| 自己株式の取得                     |                         |               |                     |             | △343         |
| 自己株式の処分                     |                         |               |                     |             | 13,028       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △57,368                 | 0             | △57,368             | △5,666      | △63,034      |
| 事業年度中の変動額合計                 | △57,368                 | 0             | △57,368             | △5,666      | △790,902     |
| 2020年3月31日残高                | △53,816                 | -             | △53,816             | -           | △714,654     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

児玉化学工業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所

東京都文京区

指定社員 公認会計士 河合 洋 明 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田所 貴 広 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、児玉化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失400百万円、経常損失533百万円、当期純損失1,170百万円となり、当事業年度においても経常損失91百万円、当期純損失740百万円を計上し、当事業年度末において△714百万円の債務超過の状態にある。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款の一部変更①の件

#### 1. 提案の理由

会社運営上の事業継続計画の強化及び業務の効率化を図るため、当社の現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、2020年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移動日をもって効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款                                                        | 変更案                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br><br>(本店の所在地)<br><br>第3条 当社は本店を <u>東京都中央区</u> に置く。 | 第1章 総則<br><br>(本店の所在地)<br><br>第3条 当社は本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。                                                                                |
| 附 則<br><br>(新設)                                             | 附 則<br><br>( <u>本店の所在地に関する経過措置</u> )<br><br><u>第3条の変更は2020年8月末日までに開催される取締役会において決定する本店移動日をもって効力を生じるものとする。</u><br><u>なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u> |

## 第2号議案 定款の一部変更②の件

## 1. 提案の理由

第3号議案「第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件」に記載のA種優先株式の発行を可能とするために、A種優先株式に関する定款規定を新設し、また、A種優先株式に付される普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に備えて、普通株式の発行可能株式総数を増加させるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款                                                                       | 変更案                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1,000万株</u>とする。</p> | <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1,580万株</u>とする。</p>                                          |
| <p>(新設)</p>                                                                | <p>(発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条の2 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>1 普通株式 <u>1,580万株</u></p> <p>2 A種優先株式 <u>800万株</u></p> |
| <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p>                                | <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>全ての種類の株式につき100株</u>とする。</p>                                                      |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第11条の2 当社は、第44条の規定に従い剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき第2号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。</p> <p>&lt;算式&gt;<br/> A種優先配当金 = 256円 × 2.0%</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>3. 当会社は、ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。</p> <p>4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。</p>                                                                                         |
| (新設) | <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、256円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。</p> <p>「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（但し、残余財産分配日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を前条第2号の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。</p> <p>2. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、前項に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。</p> |
| (新設) | <p>(議決権)</p> <p>第11条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>(普通株式を対価とする取得請求権 (転換権))</p> <p>第11条の5 A種優先株主は、2020年6月30日以降いつでも、当会社に対し、第4項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「転換請求」という。) ができるものとし、当会社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4項に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、第6項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。</p> <p>2. 当初転換価額は、256円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \text{分割後発行済普通株式数}$ <p>調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額}}{\text{併合前発行済株式数}} \times \text{併合後発行済普通株式数}$ <p>調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額}}{\text{（既発行普通株式数）} - \text{自己普通株式数}} \times \left( \text{新発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額} + \text{時価} \right)$ <p>（既発行普通株式数 - 自己普通株式数） + 新発行普通株式数</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> |



| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。</p> <p>(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>4. <u>取得と引換えに交付すべき普通株式数</u></p> $\frac{\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{転換請求に係るA種優先様式の数} \times 256\text{円}}{\text{転換価額}}$ <p>5. <u>転換請求受付場所は三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部とする。</u></p> <p>6. <u>転換請求の効力は、転換請求に要する書類が前項に記載する転換請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>                                                                                |
| (新設) | <p>(現金を対価とする取得請求権 (償還請求権))</p> <p>第11条の6 <u>A種優先株主は、2020年6月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>2. <u>A種優先株式1株当たりの償還価額は、256円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</u></p> <p>3. <u>転換請求受付場所は三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部とする。</u></p> <p>4. <u>償還請求の効力は、償還請求に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| (新設) | <p><u>(現金を対価とする取得条項(強制償還条項))</u></p> <p><u>第11条の7 当社は、2021年4月1日以降、当会社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行った上で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、A種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p> <p><u>2. A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、256円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第12条の3第1項に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p>第11条の8 A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>                                                                         |
| (新設) | <p><u>(株式の併合又は分割及び株式無償割当て)</u></p> <p>第11条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p> |

### 第3号議案 第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、エンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）に対して、下記「1. 募集株式の概要」の要領にて、第三者割当により募集株式（普通株式及びA種優先株式）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、第2号議案「定款の一部変更②の件」が承認可決されることを効力発生の前提条件としております。

#### 1. 募集株式の概要

##### 普通株式

|                      |                                                                                |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 普通株式 3,906,250株<br>(以下「本普通株式」といいます。)                                           |
| (2) 払込価額             | 1株につき256円                                                                      |
| (3) 払込価額の総額          | 1,000,000,000円                                                                 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額500,000,000円<br>(1株につき128円)<br>増加する資本準備金の額500,000,000円<br>(1株につき128円) |
| (5) 募集又は割当方法         | 第三者割当の方法により割当予定先に全株式を割り当てます。                                                   |
| (6) 払込期日             | 2020年6月30日                                                                     |

## A種優先株式

|                      |                                                                                                             |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数       | A種優先株式 7,812,500株<br>(以下「本優先株式」といいます。)                                                                      |
| (2) 払込価額             | 1株につき256円                                                                                                   |
| (3) 払込価額の総額          | 2,000,000,000円<br>本優先株式の発行は、金銭以外の財産の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。))により行われるものであり、金銭の払込みはなされません。 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額1,000,000,000円<br>(1株につき128円)<br>増加する資本準備金の額<br>1,000,000,000円<br>(1株につき128円)                      |
| (5) 募集又は割当方法         | 第三者割当の方法により割当予定先に全株式を割り当てます。                                                                                |
| (6) 払込期日             | 2020年6月30日                                                                                                  |
| (7) 募集株式の内容          | 本優先株式の内容については、第2号議案「定款の一部変更②の件」をご参照ください。                                                                    |

(注) 本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権（転換権）及び現金を対価とする取得請求権（償還請求権）が与えられておりますが、割当予定先とのスポンサー契約において、割当予定先は原則として、2021年3月31日までの間、かかる転換権及び償還請求権を行使することはできない旨、定められております。

## 2. 割当予定先の概要

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 名称    | エンデバー・ユナイテッド2号投資事業<br>有限責任組合     |
| (2) 所在地   | 東京都千代田区丸の内二丁目5番地1<br>丸の内二丁目ビル6階  |
| (3) 設立根拠等 | 投資事業有限責任組合契約に関する法律<br>に基づく有限責任組合 |
| (4) 組成目的  | 有価証券の取得等                         |
| (5) 組成日   | 2018年9月13日                       |

### 3. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

#### (1) 募集に至る経緯

当社グループは、前連結会計年度において営業損失352百万円、経常損失552百万円、親会社株主に帰属する当期純損失694百万円を計上いたしました。また、事業構造改革に係る外部コンサルタント費用等特別損失の計上等の影響もあり、当社は個別財務諸表において債務超過の状態にあります。

当社は、過年度の海外事業投資による累積損失を主たる要因とした当社の極めて脆弱な財務状況はもとより、経営の後ろ盾を失ったことによる当社の信用力の低下が、新規案件の獲得や新規顧客の開拓において大きな障害となっており、業績悪化の背景となっているものと認識しております。

かかる状況の下、当社は、増資による資本不足の解消と併せ、事業面においても人材の拡充、経営管理面の知見・ノウハウなど経営リソースの増強を行うべく、当社の技術力・製品力を高く評価していただけるスポンサーを探索しておりました。その折、2019年12月、当社の主力事業と関係の深い自動車業界への豊富な投資実績を有するエンデバー・ユナイテッド株式会社（以下「EU社」といいます。）より、当社の取引先金融機関から、当社グループ全体としての事業価値を超える金融債務についての金融支援を受けること等を前提に、EU社が組成したファンドによる資本性資金の提供のほか、人的支援、ノウハウの提供を内容とするスポンサー支援を行う旨の実現可能性のある最終意向表明書の提出を受けました。

他方で、当社としては、近年の事業環境の悪化も踏まえ、最大限の自助努力を行っても経営資源の不足により独力での経営再建は困難であり、スポンサーからの出資による信用背景の補完、国内外での新たな受注機会の創出や効率化投資等への資金・技術面等の支援に加え、金融支援を併せた抜本的な再建が緊急に求められると判断し、2020年1月8日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（いわゆる事業再生ADR手続）についての正式な申請を行い、当該申請は同日受理されました（かかる事業再生ADR手続を、以下「本事業再生ADR手続」といいます。）。本事業再生ADR手続において、当社は、株主の皆様にとって最善の事業再生計画とすることを目指し、本第三者割当増資を通じた当社資本の増強や、全ての本事業再生ADR手続に係る対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）による金融支援、すなわち、本対象債権者となる取引先金融機関が当社に対して有する金銭債権のうち総額約23億円の債権を割当予定先へ1億円で譲渡すること（以下「本金融支援」といいます。）等により、当社の信用補完及び財務基盤を強化し、2021年3月期第1四半期末を目途に、事業再生ADR手続に定める資産評定に関する基準上の実態債務超過の解消を目指すこと等を中心とする事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）を策定し、2020年4月14日開催の本事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、全ての本対象債権者からの同意が得られたため、本事業再生計画案及び本事業再生ADR手続は成立いたしました。



また、本事業再生ADR手続と並行して、当社は、EU社と協議を行い、EU社が組成したファンドである割当予定先との間で、割当予定先によるスポンサー支援及び本第三者割当増資を内容とする2020年3月6日付けスポンサー契約を締結するとともに、同日付けの取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様から特別決議によるご承認をいただけることを条件として、割当予定先に対する本普通株式及び本優先株式を発行することを決議いたしました。

## (2) 払込金額の合理性

本第三者割当増資による募集株式のうち普通株式の払込金額は、1株につき256円です。また、本優先株式の発行は、DESにより行われるものであり金銭の払込みはありませんが、1株当たりの発行価格は普通株式と同じく256円であり、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合のいわゆる転換価格も256円であります（普通株式の1株当たりの払込金額と優先株式の1株当たりの発行価格及び転換価格を併せて、以下「払込金額等」といいます。）。当該払込金額等は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日である2020年3月5日における当社普通株式の株価及び、同日までの過去1カ月間、3カ月間並びに6カ月間の株価の平均値と比べて大幅なディスカウントとなります。

しかしながら、①本第三者割当増資により、当社の財務状況の抜本的な改善及び業績の回復が期待できること、②当該払込金額等が、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が当社の将来の事業計画を踏まえて算定した当社の普通株式1株当たりの株式価値の範囲内であること、③前述のとおり、当社の極めて脆弱な財務状況及び急速に悪化しつつある信用力により、安定的な事業継続が困難な状況となっている中において、銀行借入や社債発行、公募増資等の他の現実的かつ利用可能なより良い資金調達方法がなく、割当予定先によって新株式の引受けがなされなければ、当社の窮境状態の解消が困難であり、かつ、事業価値の更なる棄損を招き、ひいては上場廃止となる懸念も否定できないこと等を総合的に勘案した結果、当該払込金額等による本第三者割当増資の実行には合理性があり、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、払込金額等を256円として第三者割当を行うことを決定いたしました。

但し、上記払込金額等による本第三者割当増資の実行は、会社法第199条第3項及び日本証券業協会が「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議によるご承認をいただけることを条件に、払込金額等を256円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性

本第三者割当増資に基づく本普通株式の発行により、当社普通株式には約100%の希薄化が生じ、本普通株式の発行が完了した場合に割当予定先が有することとなる議決権の割合は49.86%となる予定です。

また、本第三者割当増資では、本普通株式の発行に加え、本優先株式の発行も予定されているところ、本優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が仮に全て行使された場合には、当社普通株式には最大298.28%の希薄化が生じ、割当予定先が有することとなる議決権の割合は最大で74.89%となります。

しかしながら、本第三者割当増資の実施は、その前提条件である本金融支援を受けることと合わせ、上記のとおり、当社の極めて脆弱な財務状況の早期健全化に資することになり、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主を始めとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

そのため、本第三者割当増資における当社普通株式の希薄化の規模は、十分な必要性と合理性があるものと判断いたしました。

但し、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するため、本議案は、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に基づき、株主の皆様ご意思確認を併せてお願いするものです。

なお、本第三者割当増資が既存株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえ、当社は、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士・浦部明子氏（虎ノ門南法律事務所）を委員長とし、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社の取締役である遠藤健二氏、横路明夫氏及び森本雄二氏（いずれも、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を委員として選定し、本第三者割当増資に関する客観的な意見を諮問したところ、本第三者割当増資の発行条件は相当（やむを得ない）といえるとの意見をいただいております。

## 第4号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

### 1. 提案の理由

第3号議案「第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件」に記載の本第三者割当増資完了後、剰余金の処分により欠損を填補し早期に財務体質の健全化を図ること、分配可能額を確保すること、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、併せて中小企業を対象とした税務上のメリットを享受することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額を減少するものであり、今後の当社における成長戦略を実現するための財務戦略の一環と位置付けております。

なお、本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、1株当たり純資産額に影響を及ぼすものではありません。

また、本議案につきましては、第2号議案「定款の一部変更②の件」及び第3号議案「第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件」の承認可決並びに本第三者割当増資に基づく払込みの完了を、効力発生的前提条件としております。

### 2. 提案の内容

#### （1）減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額4,843,856,630円を4,743,856,630円減少して、100,000,000円とし、減少する資本金の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

（注）資本金の額4,843,856,630円は、現在の資本金の額3,343,856,630円、本普通株式の発行によって増加する資本金の額500,000,000円及び本優先株式の発行によって増加する資本金の額1,000,000,000円の合計額です。

#### （2）減少する資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額1,822,824,040円を1,822,824,040円減少して、0円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

（注）資本準備金の額1,822,824,040円は、現在の資本準備金の額322,824,040円、本普通株式の発行によって増加する資本準備金の額500,000,000円及び本優先株式の発行によって増加する資本準備金の額1,000,000,000円の合計額です。

### 3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力を生ずる日

2020年6月30日

## 第5号議案 剰余金の処分の件

### 1. 提案の理由

会社法第452条の規定に基づき、第4号議案「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」による振替後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補をいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、第2号議案「定款の一部変更②の件」、第3号議案「第三者割当による募集株式（普通株式及びA種優先株式）の発行の件」及び第4号議案「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」の承認可決並びに本第三者割当増資に基づく払込みの完了を、効力発生の前提条件としております。

### 2. 提案の内容

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金6,566,887,048円のうち4,261,164,703円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金4,261,164,703円

第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | つばた じゅんいち<br>坪田 順一<br>(1957年6月8日) | 1986年1月 バイエル(株) 入社<br>1992年10月 バイエルドイツ本社<br>無機化学品事業部<br>2001年1月 日本ミシュランタイヤ(株)<br>購買部部长<br>2005年11月 エックスアロイジャパン(株)<br>代表取締役<br>2010年2月 東洋合成工業(株) 上席執行役員<br>化粧品事業本部長<br>2013年9月 第一樹脂工業(株) 経営企画部長<br>2014年3月 同社 執行役員<br>2015年7月 同社 取締役<br>2017年7月 同社 代表取締役社長<br>2019年4月 当社 顧問<br>2019年6月 当社 代表取締役 常務執行役員<br>営業統括 現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役<br>THAI KODAMA CO.,LTD. 取締役<br>無錫普拉那塑膠有限公司董事 | 700株      |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | さいとう よしかず<br>齋 藤 義 一<br>(1960年10月17日) | <p>1979 年 4 月 当社 入社</p> <p>2003 年 4 月 当社 埼玉事業部購買課長</p> <p>2007 年 4 月 当社 生産本部埼玉工場製造部<br/>次長 兼 製造技術課長</p> <p>2011 年 6 月 当社 生産本部西湘工場製造部<br/>部長</p> <p>2013 年 10 月 当社 西湘工場第2 製造部長<br/>兼 第2 生産管理部長</p> <p>2015 年 4 月 当社 西湘工場第2 技術生産GM<br/>兼 西湘工場長<br/>兼 西湘第2 製造部長<br/>兼 埼玉第2 製造部長</p> <p>2016 年 4 月 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.<br/>出向 同社取締役社長</p> <p>2017 年 7 月 当社 理事第2 事業本部副本部長<br/>兼 ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.</p> <p>2018 年 3 月 当社 理事<br/>ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.<br/>取締役社長</p> <p>2018 年 6 月 当社 取締役執行役員<br/>ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.<br/>取締役社長</p> <p>2018 年 10 月 当社 取締役執行役員 生産本部長<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>ECHO AUTOPARTS(THAILAND)CO.,LTD.取締役<br/>無錫普拉那塑膠有限公司董事</p> | 1,500株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 黒 沢 清 和<br><small>くろさわ きよかず</small><br>(1962年8月20日) | 1985 年 4 月 当社 入社<br><br>1986 年 7 月 当社 機械事業部機械課<br><br>2005 年 10 月 当社 営業本部自動車Gr課長<br><br>2010 年 4 月 当社 営業本部自動車Gr次長<br><br>2014 年 4 月 当社 営業本部第2営業Gr部長<br><br>2018 年 6 月 当社 執行役員 第2事業本部<br>副本部長 兼 第2営業Gr部長<br><br>2018 年 10 月 当社 執行役員 第2事業部長<br>兼 第2営業Gr部長<br><br>2019 年 6 月 当社 取締役執行役員<br>第2事業部長<br>兼 技術開発本部長<br>現在に至る | 100株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4         | *<br>貴島 彰<br>(1943年12月2日) | 1968 年 4 月 三菱重工業(株) 入社<br>1970 年 6 月 三菱自動車工業(株) 入社<br>1980 年 2 月 同社 米国デトロイト駐在<br>1985 年 5 月 同社 本社乗用車商品企画部<br>プロジェクト主査<br>1991 年 11 月 同社 乗用車開発本部<br>エンジン設計部長<br>1998 年 6 月 同社 取締役乗用車技術センター<br>副所長<br>2001 年 6 月 同社 常務執行役員<br>乗用車開発本部長<br>2004 年 6 月 同社 代表取締役常務<br>(商品統括・購買担当)<br>2005 年 6 月 フェニックス・キャピタル(株)<br>常勤顧問<br>2014 年 5 月 エンデバー・ユナイテッド(株)<br>常勤顧問<br>2018 年 1 月 エンデバー・ユナイテッド(株)<br>エグゼクティブディレクター<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>日本カタン(株) 取締役 (非常勤)<br>(株)フレファクト 取締役 (非常勤)<br>N P W横浜(株) 取締役 (非常勤)<br>(株)N E S 取締役 (非常勤)<br>(株)クリアライズ 取締役 (非常勤) | 一株         |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | *なかむら きみやす<br>中村 公 泰<br>(1955年4月11日) | 1980年4月 日産自動車株式会社 入社<br>1988年7月 日産ヨーロッパテクノロジーセンター社 出向<br>1996年1月 日産自動車株式会社<br>商品企画部門 商品主管<br>2000年1月 同社 開発部門 車両開発主管<br>2003年4月 同社 開発部門 VP<br>2004年4月 同社 開発部門 常務<br>2008年4月 東風汽車有限公司 総裁<br>2014年1月 日産自動車株式会社 副社長<br>2015年6月 同社 取締役副社長<br>2018年4月 株式会社日産オートモーティブテクノロジー 取締役会長<br>2020年4月 エンデバー・ユナイテッド(株)<br>エグゼクティブディレクター<br>現在に至る                                                                                    | 一株         |
| 6     | *なか まさと<br>中 眞 人<br>(1975年8月29日)     | 1999年4月 (株)日本エル・シー・エー 入社<br>2004年6月 アーンストアンドヤング・グローバル・ファイナンシャル・サービス(株) (現: EYトランザクション・アドバイザリー・サービス(株)) 入社<br>2006年10月 フェニックス・キャピタル(株) 入社<br>2015年4月 エンデバー・ユナイテッド(株) マネージングディレクター<br>2019年10月 エンデバー・ユナイテッド(株) シニアマネージングディレクター<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>日本ピザハット(株) 取締役 (非常勤)<br>日本カタン(株) 取締役 (非常勤)<br>(株)クレファクト 取締役 (非常勤)<br>N P W横浜(株) 取締役 (非常勤)<br>(株)ロゴスホーム 取締役 (非常勤)<br>(株)中條工務店 取締役 (非常勤)<br>豊栄建設(株) 取締役 (非常勤) | 一株         |

- (注) 1. \*は新任候補者であります。
2. 取締役候補のうち、貴島 彰氏及び中村公泰氏は、EU社のエグゼクティブディレクターであり、また中 真人氏は、EU社のシニアマネージングディレクターです。EU社を無限責任組合員とする割当予定先は、当社との間で、当社普通株式及び当社A種優先株式の発行等に関するスポンサー契約を締結しており、本第三者割当増資について払込がなされた場合、割当予定先は、当社の議決権の49.86%を取得することとなり、さらに当社A種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより最大で当社の議決権の74.89%を有することとなります。その他の各候補と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 貴島 彰氏（候補者番号4）、中村公泰氏（候補者番号5）並びに中 真人氏（候補者番号6）は、社外取締役候補者であります
- (1) 各氏を社外取締役候補者とした理由は、内外における実業の知見、及び他社の取締役としての経験を当社経営に活かしていただくことを期待し選任をお願いするものであります。
- (2) 各氏が社外取締役に選任された場合、当社は、各氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。本契約は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約であり当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。
4. 監査等委員会は各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値に資すると判断しております。

## 第7号議案 監査等委員1名選任の件

監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任する監査等委員の任期は、当社定款の定めにより、2年となります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                             | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 鈴木 洋之<br><small>すずき ひろゆき</small><br>(1952年5月23日) | 1976年11月 監査法人中央会計事務所 入所                         | 一株         |
|                                                  | 1977年12月 クーパース・アンド・ライブランド ニューヨーク事務所出向           |            |
|                                                  | 1986年6月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所(現PwC税理士法人) 入所 |            |
|                                                  | 1988年7月 同事務所 パートナー                              |            |
|                                                  | 1992年7月 同事務所 CEO                                |            |
|                                                  | 2012年7月 PwCジャパン 日本代表                            |            |
|                                                  | 2016年1月 PwCジャパン合同会社 代表執行役                       |            |
|                                                  | 2016年6月 公益財団法人そらぶちキッズキャンプ 評議員                   |            |
|                                                  | 2016年9月 鈴木洋之公認会計士事務所設立 代表                       |            |
|                                                  | 2016年9月 エンデバーユナイテッド(株) 社外取締役                    |            |
|                                                  | 2016年12月 税理士法人東京ユナイテッド パートナー                    |            |
|                                                  | 2019年4月 (株)クロスポイント 取締役                          |            |
|                                                  | 2020年2月 税理士法人東京ユナイテッド 退所                        |            |
| 2020年4月 (株)クロスポイント 取締役退任 現在に至る                   |                                                 |            |

- (注) 1. \*は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員である取締役候補者、鈴木洋之氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
- (1) 同氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすなど十分な独立性を確保しているほか、公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらの経験等をもとに独立した立場で、適切な監査・監督を行っていただけるとともに、客観的な視点に立った提言等を通じて適切な経営判断に資することができるものと判断したからであります。
- (2) 同氏が社外取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。本契約は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約であり当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

以上

〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

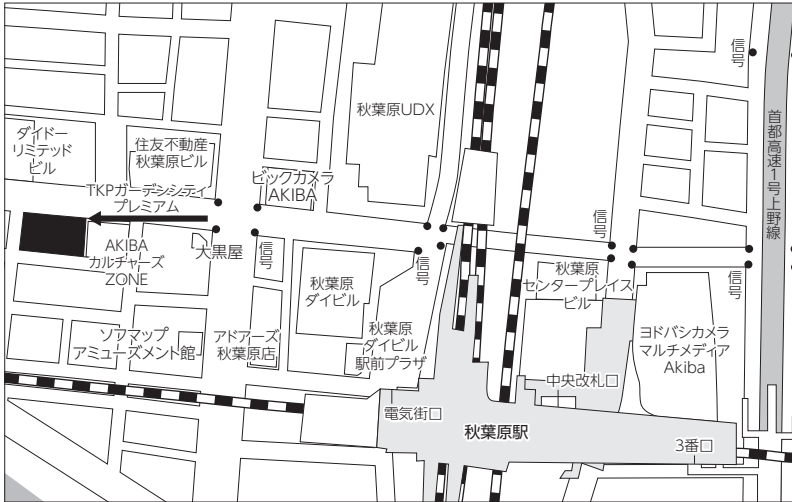
---

---



## 第93回定時株主総会会場ご案内

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-7-5  
TKPガーデンシティプレミアム 2階



- \* J R山手線秋葉原駅 電気街口徒歩4分
- J R京浜東北線秋葉原駅 電気街口徒歩4分
- J R総武線秋葉原駅 電気街口徒歩4分
- つくばエクスプレス秋葉原駅 徒歩6分
- 東京メトロ日比谷線秋葉原駅 3出口徒歩7分